個人線量測定サービス規約

長瀬ランダウア株式会社は、人が受けた放射線の量を測定することの社会的重要さを認識 し、ご利用いただく皆さま方と円滑な個人線量測定サービスが行われますよう、ここに規 約を定めます。

第1条 (規約の適用)

- 1. 長瀬ランダウア株式会社(以下、会社といいます。)が行う個人線量測定サービスは、この規約の定めるところによるものとします。
- 2. 会社は、前項にかかわらずこの規約の主旨、及び法令に反しない範囲で特別規約に応じることができます。

第2条(お申込者、ご利用者、ご契約)

- 1. お申込者(法人にあっては、代表者とします。以下同じ。)とは、本規約を承認のうえ会社に個人線量測定サービスのお申し込みをされ、そのお申し込みを会社が承諾した方をいいます。
- 2. ご着用者とは、お申込者が個人線量計の使用を認めた方であって、ご着用者の一切の行為について、お申込者が責任を持つものとします。
- 3. ご契約は、お申し込みの登録をもって始まり、お申し込みの契約期間最終日に終了します。

第3条(個人線量測定サービス)

- 1. 個人線量測定サービスは、会社が供給した線量計をご着用者が一定期間着用し、この間に線量計の受けた放射線の量から、会社が測定値などを求め、ご報告することを基本とします。
- 2. 会社の個人線量測定サービスに関する責任は、契約開始日に始まり契約期間の最終日に終了します。ただし、線量計の測定とご報告については、契約期間内における最終の着用期間の報告書を会社が発送した時点、または契約期間の最終日から 3 月経過した時点のいずれか早い時点に終了します。なお、責任期間内においても、着用期間終了後 3 月以内に測定の依頼を受けなかった線量計については、当該着用期間の最終日から 3 月経過した時点で当該線量計に係る測定とご報告の責任は終了します。
- 3. 個人線量測定サービスは、次の事柄の組み合わせをもって構成します。ただし、使用する線量計は、会社が個人線量測定サービス用として認めた線量計とします。
- (1) 線量計の供給
- (2) 線量計の測定及び測定値(1cm線量当量、70μm線量当量)の算出と報告
- (3) 個人線量(実効線量、等価線量)の算定と報告
- 4. 会社は、お申し込みの内容に基づき線量計を供給することを基本とします。
- 5. 会社は、測定の依頼を受けた線量計を次によって速やかに測定・ご報告するものとしま

す。

- (1) 測定の技術基準は、関係する日本工業規格または会社の規格に基づきます。
- (2) 測定は、ご着用者が会社の提示した取扱説明書などに従って正しく線量計をご使用になったものとして行います。ただし、測定する前に使用条件などのご連絡を会社が受け、認めた場合はそれに応じて測定いたします。
- (3) 測定の結果は、速やかにご報告するものとします。
- 6. 継続のお申し込みは、契約期間の最終日の 1月前までに別段のお申し出がない場合には、 継続契約が成立したものとします。以後これを繰り返します。
- 7. お申込者は、契約期間中であっても正当な事由により個人線量測定サービスの必要がなくなったときは、1月の予定期間をおいて個人線量測定サービスの一部または全部を解約することができます。

第4条(個人線量測定サービスのお申し込み)

- 1. 個人線量測定サービスのお申し込みは、会社が指定する申込書によることとします。
- 2. 会社は、申込書を受理した時点で次の内容に不明確な部分がある場合には確認させていただくことがあります。
- (1) お申込者の氏名及び事業所名並びに所在地
- (2) 個人線量測定サービスの契約開始日及び契約期間
- (3) 使用する線量計の種類、人数、単位着用期間
- (4) ご着用者の氏名、性別、生年月日、職種、線量計の装着部位
- (5) その他会社が必要と認めた事項

第5条(個人情報の保護)

- 1. 「個人情報」とは、第4条2項のお申込者から入手した情報及び付随する測定データをいいます。
- 2. お申込者は、会社が保有する個人情報をお申込者への個人線量測定サービスの範囲内で使用することに同意するものとします。なお、前項に定める個人情報を会社が保有・使用することについて、お申込者とご着用者の間で同意が得られているものとします。
- 3. 会社は、お申込者からの指示による場合、またはあらかじめお申込者から了解を得ている場合を除き、個人情報を第三者に提供または開示はいたしません。
- 4. 会社は、個人情報保護に関する法令を遵守します。

第6条(遵守事項)

お申込者は、次の各号に示す事項を遵守するものとします。

- (1) お申し込みの内容に変更が生じた場合は、速やかに会社へご連絡いただくこと。
- (2) ご着用者に対して取扱説明書などに従い、線量計を正しく取り扱いできるようにご指導いただくこと。
- (3) ご着用者に対して線量計の着用期間を守るようにご指導いただくこと。
- (4) 着用期間の終了した線量計をご着用者から速やかに回収し、会社へ測定依頼していただ

くこと。

(5) その他会社が個人線量測定サービスを適正または円滑に行うために、お願いした事項について守っていただくこと。

第7条(個人線量の評価・認定)

- 1. 会社の報告した個人線量が作業内容及び作業環境などに照らし合わせて適切であるか否かの評価、及びご着用者が受けた放射線の量としての認定は、お申込者が行うものとします。
- 2. 会社の報告した個人線量に対して別段のお申し出のない場合は、お申込者が会社の報告した個人線量を、ご着用者が受けた放射線の量として認定したものとします。
- 3. お申込者が、会社の報告した内容と異なる個人線量を認定した場合は、その内容を速やかに会社に通知するものとします。

第8条(コンピュータシステムへの登録)

お申込者は、お申し込みの内容及び測定の結果など個人線量測定サービスに必要な事項を、 会社が保有する個人線量測定サービスのコンピュータシステムに登録し、会社が個人線量 測定サービスの範囲内で使用することに同意するものとします。

第9条(弁済義務)

お申込者は、会社から貸与を受けた物品が紛失・破損などによって使用できない状況に陥った場合には、その代替物品または代価をもって弁済する義務を負います。

第10条(統計資料の公表)

お申込者は、会社が個人線量を統計処理し公表することに同意するものとします。ただし 公表する内容からは、お申込者及びご着用者の名称など特定できる情報は一切除きます。

第11条(機密の保持)

お申込者及び会社は、個人線量測定サービスによって知り得た相手方の機密に関する情報 を契約期間のみならずその終了後も第三者に公開することができません。

第12条(取扱説明書などの変更通知)

会社は、会社が定めた取扱説明書などを変更したときは、その内容または概要を会社の機関誌などをもってお申込者に対し遅滞なくご通知いたします。

第 13 条(著作権)

会社は、個人線量測定サービス上お申込者に対して提供したものについて、著作権を有します。

第 14条 (測定料金の支払い)

- 1. お申込者は、個人線量測定サービスのお申し込みと同時に、契約期間に相当する測定料金を会社に対してお支払いいただくことを基本とします。
- 2. 次に該当する線量計がある場合においても測定料金は申し受けます。
- (1) お申込者またはご着用者の都合によって任意に使用しなかった線量計
- (2) お申込者またはご着用者に起因する理由によって測定値または個人線量を求めることが

できない線量計

- 第 15条(お申し込みのお断り、ご契約の解除とサービスの停止)
- 1. 会社は、次のような場合お申し込みをお断りすることがあります。
- (1) お申し込みがこの規約によらないと判断された場合
- (2) お申し込みに関し、特別な負担を求められた場合
- (3) 個人線量測定サービスの処理能力に余裕のない場合
- (4) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により個人線量測定サービスが履行できない場合
- 2. 会社は、契約期間中といえども、次のような場合は通知の上、ご契約を解除することがあります。
- (1) 第4条第2項第1号から第5号に対する確認が得られない場合
- (2) 第14条の測定料金のお支払いを請求し、そのお支払いがいただけない場合
- (3) 前項のいずれかに該当することとなった場合
- 3. 会社は、契約期間中といえども、第1項第4号に該当することとなった場合は、事前の 通知および承諾なしに個人線量測定サービスを停止することがあります。

第16条 (無効とする測定値または個人線量)

会社がお申込者に報告した測定値または個人線量といえども、次に該当する場合は無効とします。

- (1) お申込者が認定しなかった個人線量
- (2) ご着用者の名義変更などによって取り消した測定値及び個人線量
- (3) 第14条第2項に該当することとなった線量計の測定値及び個人線量
- (4) その他やむを得ない事由によって会社が取り消した測定値及び個人線量

第 17条(管轄裁判所)

お申込者と会社との間に生じた紛争は、誠意をもって解決をはかることとします。しかし、 万一訴訟などを必要とする場合、会社の本社を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第18条 (規約の変更)

本規約の変更について、会社から変更内容を機関誌などを通じてお申込者にご通知した後、線量計を使用された場合には変更事項を承認されたものとします。

第19条 (その他)

お申込者は、アフターサービスなど会社が無償で行うサービス行為を要求することはできません。

以上